平成２８年（フ）第９２７号
神戸市兵庫区福原町１番19―713号
債務者　正徳　裕之
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９３１号
神戸市北区泉台２丁目２番地の１　２―105号
債務者　西坂　好子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９７３号
神戸市兵庫区駅前通３丁目２番26―314号
債務者　木下　英雄
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９８４号
神戸市垂水区学が丘７丁目１番24―46号
債務者　永田　文代
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９９４号
神戸市須磨区東落合１丁目３番175―303号
債務者　花田光江こと　金　光江
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０２３号
神戸市須磨区中落合１丁目１番407―503号
債務者　石若　初美
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１４号
福岡県飯塚市鹿毛馬2247番地　市営中央団地住宅38号
債務者　髙嶋　礼子
1　決定年月日時　平成29年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第６７号
福岡県みやま市瀬高町太神1197番地８　ツインヴィラ南瀬高Ａ102
債務者　金子　博雄
1　決定年月日時　平成29年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第３８２号
宮崎県西都市大字平郡5178番地２
債務者　黒木　千芳
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３５３号
山梨県甲府市下小河原町161番地
債務者　石川　隆史
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３６７号
山梨県韮崎市旭町上條中割473番地　介護老人保健施設あさひホーム、住民票上の住所山梨県南アルプス市百々1727番地10　コーポ宮内
債務者　神部　良子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８７号
長野県小諸市田町２丁目８番47号　ベネフィットメゾン田園102号
債務者　前田　歩美
1　決定年月日時　平成29年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第２８６号
兵庫県明石市魚住町清水139番地の５　ウエストマンション魚住２－Ｂ、前住所兵庫県明石市魚住町西岡2317番地　なすみ荘201号
債務者　藤山　喜悟
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１８７４号
愛知県愛知郡東郷町春木台５丁目１番地５　サンシャイン春木101号
債務者　佐々木竜吾
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

免責許可決定

平成２８年（フ）第１４６５号
福岡市南区鶴田３丁目15番37号
破産者　川崎　恵美（旧姓廣田）
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４８１号
福岡市東区八田２丁目27番１―202号
破産者　江渡　正行
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４８２号
福岡市東区八田２丁目27番１―202号
破産者　江渡安里采
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５１４号
福岡県筑紫郡那珂川町今光８丁目２番６－２号　グランメゾン今光弐号館103号
破産者　前田美惠子
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部